



日本弁理士クラブ幹事長挨拶

平成29年度日本弁理士クラブ幹事長 鈴木 一 永

1. はじめに

本年度、日本弁理士クラブ幹事長を拝命しはや9か月が過ぎ残すところ3か月となってしまいました。

平成27年度・平成28年度の伊丹勝前日本弁理士会会長に引き続き、平成29年度・平成30年度の二年間も、日本弁理士クラブ推薦の渡邊敬介会員が、日本弁理士会会長として、日本弁理士会を牽引しており、推薦母体である私共日本弁理士クラブとしても、日本弁理士会で進める会務活動を積極的にバックアップすることが本年度の活動の重要な柱の一つとなっています。

2. 日弁の本年度の活動

日本弁理士クラブ（日弁）は、これまで日本弁理士会の活動に対して有能な人材を多数送り込むとともに、多くの政策提言を行ってまいりました。また、これからも多くの有能な人材の供給をするとともに、積極的な政策提言を行っていくことが日弁の重要な責務であると考えます。そして、その責務を果たすには、現在から将来に亘り、知的財産制度や弁理士制度をどのように発展させるかという、明確なビジョンが必要です。我々が担っている知的財産制度は、経済・産業の発展の原動力となる人類の知的創造活動を保護する制度であるため、当然、産業構造が時代とともに変化すれば、制度自体も自ずと変貌していく宿命を背負っています。将来を見据え、どのような知的財産制度が必要であり、その中で、弁理士はどのような役割を担っていくべきかを検討することが重要であると思えます。

本年度は、日弁にとって創設70周年にあたる記念

すべき年であり、この記念式典・祝賀会の挙行は本年の日弁の重点事業のひとつとなっており、本年当初より実行委員会を立ち上げて式典等の準備を進め、去る9月1日に開催させていただきました。多くの来賓の方にもご出席いただき大変ありがとうございました。この場を借りて御礼申し上げます。

更に、日弁の例年の事業として、平成30年度日本弁理士会役員定時選挙で日弁の候補者の選挙活動の実行があり、本年は、副会長選挙、常議員選挙、監事選挙の公示がなされ、日弁としても選対を立ち上げて選挙戦に臨みました。各関係会派のご協力のもと更には現日本弁理士会の会長会派であるP A会のご努力により、結果として、立候補者が定員をこえないこととなったため、実際の選挙戦に突入とはならず、立候補者の全員当選が確定しております。関係者のご努力にあらためて御礼申し上げます。

このほか、日弁では、6月に日弁旅行会、ゴルフ大会を行い、今後、ボウリング大会、昨年からは開始したりレーマラソン大会、テニス大会を開催し会員間の交流を図っております。

日弁は、P A会、春秋会、南甲弁理士クラブ、稲門弁理士クラブ、無名会、の5つの会派の連合体で、会員数が最も多い弁理士団体であり、前記5会派に参加すると自動的に日弁の会員となります。近年、弁理士の数が増加傾向にありますが、会派への参加率は年々減少しているようです。会派に参加すると余計な雑務、派閥の仕事が増えて弁理士人生のマイナスになるようなイメージが形成されているような気がします。しかし、円滑な日本弁理士会の運営、知的財産制度、弁理士制度の発展は、各会派による

ご挨拶

日頃の地道な活動によって支えられています。日本
弁理士の歴史は、これを支えてきた日弁をはじめ
とする会派の歴史でもあるという事実をもう一度再
確認していただき、日弁会員の先生方、更には、無
会派の先生方にとっても日本弁理士の会務活動に
参加しやすい条件づくりをするために、日弁として

できることを行っていきたいと思います。

お届けするこの会誌「日弁」41号の他の記事で、
各活動の詳細、幹事会の構成メンバーなどが紹介さ
れておりますので是非ご覧ください。

以上



ご挨拶

日本弁理士会会長 渡邊敬介

はじめに

本年度は、「広めよう、知財の輪」という標語を掲げて活動しています。この標語は次年度会務検討委員会で考えたものですが、以下に私的な解釈をご披露させていただきます。

まず、前段の「広めよう」は今期の目玉事業である知財広め隊の語感を重ねており、後段の「知財の輪」は知財に関わる人（創作・発案者と活用者と弁理士）の輪と「知的創造サイクル」の意味を含ませています。また、全体としては、知財に関わる人の人的つながりの輪と、知的創造サイクルである知財の循環の輪とを広げることで、我が国の知財に活力を与えることを意味しています。

このような標語を掲げた本年度の活動の一端を、ご挨拶代わりにご紹介させていただきます。

我々が置かれている現状と課題

現在、第四次産業革命が進行しつつあるといわれています。急激な産業構造変化を生じているわけではないので、これによる変革を強く感じることはさほどないとは思いますが、しかし、AIの進歩に関係するニュースなどでその一端を垣間見ることができます。

第一次産業革命では蒸気機関により工場生産及び機械工業が生まれ、第二次産業革命では電気により大量生産がもたらされ、第三次産業革命ではコンピューター制御により自動化が進展しました。

第四次産業革命は、AI（人工知能）によるIoT（種々のモノをインターネットに接続した制御の仕組み）の制御がもたらす産業構造変化です。AIのビッグデータ解析による数々の新たなサービスの提供や、生産性の飛躍的向上による低価格での特注生産が可能になるといわれております。当然、これらを利用

した多くのビジネスモデルが誕生し、同時に多くの知財を生み出します。

第四次産業革命は、それ以前の産業革命の時代には存在しなかったネット社会を背景にして進行します。ネットには国境がなく、瞬時にヒト、モノ、カネを結び付けます。したがって、第四次産業革命で生まれるビジネスモデルは、これまでにない速度で広範囲に広がり、多くのビジネスチャンスを生むと同時に、激しい市場競争の場をもたらすことになる予想します。

しかしながら、このような変革の時代に、我が国の知財の活力は低下傾向にあるのではないかと心配になります。出願件数の低下にみられるように、我が国の知的創造サイクルの流れが先細り傾向になっていることが危惧されます。これが現実だとすると、我が国は、第四次産業革命に伴う変革の時代の主導権を取り損ねてしまいます。この変革の波に乗るためには、知的創造サイクルを活性化させ、これからの市場競争に優位に立てるようにすることが必要です。知的創造サイクルの活性化は、近年悪化している弁理士の業務環境の改善にもつながります。知的創造サイクルを活性化させ、併せて弁理士の業務環境の改善を図ることを大きな目標として本年度の事業を進めております。

「知財広め隊」について

中小企業については、周知のように、出願経験のある企業割合が極めて低いのが現実です。しかし、中小企業の特許出願件数は、リーマンショック直後こそ一時減少しましたが、2011年からは斬増傾向にあります。この中小企業の潜在的知財能力をもっと引き出すことができれば、大企業にも良い刺激を与

えることができ、日本の産業界全体の活性化へつなげることができます。

多くの中小企業は、ほとんど知財に関心がない知財活用途上型の中小企業であると推測されます。このような中小企業に知財に関心を持ってもらうには、知財の具体的有用性を分かりやすく訴える必要があります。

そこで、「知財広め隊」と称する事業を実施しています。「知財広め隊」は、同じ地域の中小企業と弁理士が共に参加するセミナーと交流会をセットにして開催する事業です。セミナーは、知財活用途上型の中小企業に「気付き」を与えることを目的に実施しています。また、「気付き」を与えても、具体的に一步を踏み出させるまでへの繋がりが悪いとの声もあります。そこで、セミナー後に交流会を開催して、同じ地域の中小企業と弁理士が知り合うことでその後の繋がりを作る場を提供することにしていきます。

「知財広め隊」は、第1回を7月19日に福島の郡山で開催しました。福島の震災からの復興支援も兼ねて地元企業を元気にする催し物とし、吉野復興大臣にもご出席いただきました。福島県および関連機関のご協力もいただき、250名を超える参加者が集まって盛大に開催することができました。第2回は愛知の名古屋、第3回は群馬の桐生で開催しました。「知財広め隊」は、知財を活用する新たな企業を発掘すべく、これまで日本弁理士会がセミナーなどを開催したことがほとんどない地方の中小都市でも開催する予定です。本年度は50ヵ所での開催を目標としています。

弁理士の新しい業務について

知財をどのようにして収益に結び付けていくかは、企業の大きな関心事です。弁理士が、知財の発掘や権利化業務に止まらず、知財の経営への活用に関するコンサルティング（知財経営コンサル）まで行い、戦略を考えることは、それ自体が新たな業務となると共に、新たな権利化業務を生み出すことにもなります。

一昨年度から始まりました「弁理士知財キャラバン」は、本年度設立した知的財産経営センターの知財キャラバン事業本部で引き続き実施しています。また、本年度の新規事業である「知財広め隊」においてもその利用促進のための宣伝を行っております。

「弁理士知財キャラバン」は、弁理士の新しい業務として、知財経営コンサルを定着させることを一つの目的としています。しかし、「弁理士知財キャラバン」の実施は、その切っ掛けにすぎません。知財経営コンサルが弁理士の業務として定着するには、知財経営コンサルを行う特許事務所が増えることが不可欠です。「弁理士知財キャラバン」に参加した弁理士が自分の事務所で業務として知財経営コンサルを取り入れ、顧客を獲得することで初めて定着すると思えます。積極的な業務への取り込みをお願いします。

広報活動について

先に述べた「知財広め隊」にせよ知財経営コンサルへの取り組みにせよ、短期間で大きな成果を生み出すものではありません。ある程度の期間継続して取り組むことが必要になります。

これに対して広報は、目的に合った内容と媒体でタイミングよく発信することができれば、短期間で大きな成果を上げることが可能です。しかし、それには広報戦略をしっかりと考えておかなければなりません。

本年度は、日本弁理士会の広報の基本戦略を策定することから始めています。依頼先の選定は既に終了し、現在策定作業に移っています。インナーコンセンサスをとるために、皆様にアンケートをお願いする予定です。アンケートが届きましたらご回答をよろしくお願いいたします。

日本弁理士会の組織のあり方について

日本弁理士会の事業は年々拡大し、執行役員会で総てを把握することが困難になってきています。このため、新旧執行役員会の引き継ぎをサポートする組織と、事業の評価・検証を行う組織の設置を検討しています。

むすび

我々弁理士が、社会のために役立ちながら、社会の発展と共に豊かになっていくことを念頭におきながら会務を遂行しておりますので、ご支援のほど、よろしくお願いいたします。



会 務 報 告

日本弁理士会副会長 尾 崎 光 三

渡辺敬介会長のもとで、平成29年度執行役員会の一員として、副会長を務めております尾崎光三でございます。本年度事業計画「広めよう、知財の輪」における4つの重点政策：(1) 知的創造サイクルの活性化と弁理士の業務改善、(2) 会員にとって有益な施策の充実、(3) 中小企業への知財支援と知財の普及活動の強化（「広め隊」運動等）、(4) 日本弁理士会の組織の改革の実現、に向けて有機的に働くような担当組織の活動を目指して、会務に当たる所存でございます。そうした活動の視点から、担当組織の活動状況を紙面の許す範囲に絞らせて頂きながら、以下に報告いたします。

【企業弁理士知財委員会】

当委員会では、企業内弁理士が、企業内弁理士であるために求められる知識、能力、心構え、に関し、事務所所属弁理士等には気付難い視点から、検討し、検討成果を公表して、企業内弁理士に還元することで、企業内弁理士のスキルアップに繋げるばかりではなく、事務所所属弁理士等による検討成果の活用展開も図っています。

昨年度実施済みの企業内弁理士の社内業務に関する実態調査の分析結果を踏まえながら、本年度は、企業経営者に対するヒヤリングにより、企業内弁理士に現に課せられている役割、現時点で期待される役割、将来的に期待される役割等に関し、企業経営者の視点からの見解を拝聴・収集することで、企業内弁理士による知財業務と経営との係り合いを探ることを試みています。これにより、諮問事項の『知財戦略を企業戦略の中に浸透させることで、企業内

弁理士の経営的活動基盤の強化に繋げる方策に関する調査研究』に対する答申への1歩を踏み出すことが期待されます。

企業内弁理士が、上記諮問事項の方策に合うスキルアップにより、経営的活動基盤を強めることが、事務所所属弁理士を含め、弁理士全体の業務の質的、量的増強、延いては、知財制度の産業貢献度の向上に繋がるものと信じて止みません。こうした観点から、将来の知財制度を担う若手弁理士の育成に合う道場としての賑わいを見守って頂きたいところであります。

【中央知的財産研究所】

当研究所では、実務家の弁理士である内部研究員が、大学教授等の学者、裁判所・特許庁出身者、弁理士等の外部研究員と共同で知財関連テーマに関する学術的な研究を行う点では、大変にユニークな研究活動形態が採用されています。現在、「新商標制度の総合的検討」「損害賠償論」「知的財産権訴訟における証拠」「特許クレーム解釈と記載要件」の4テーマが研究継続中であり、本年度、新テーマとして「周知著名商標の保護」「イノベーション推進に向けた特許の保護対象の研究」が追加されました。

採用された研究テーマに係る研究成果は、オリジナリティを有する学術論文である点で、当研究所は、日本弁理士会の組織内での最高レベルの知的所産を産み出して公表していると言えるので、知財制度への多大の質的貢献を自負しています。

研究成果の公表は、主として、研究部会ごとに纏めて別冊パテント誌に掲載して行う他、一般向け公

開フォーラムによる講演と会員向け研究発表会による講演が、毎年一回、実施されています。本年度の諮問事項には、研究成果の開示の仕方の多様化が挙げられており、例えば、日本知財学会に対する企画セッションの提供や内部研究員の研究成果発表の場としての会員向け研究発表会の増設等が、検討に値するものと考えられます。

昨年までは、研究所内の事務局により、研究成果公表のための別冊パテント誌の編集を行っていましたが、本年度からは、外部編集者に編集業務を委託することで、研修所事務局の負担軽減を図ることにしました。

こうした外部編集者による編集業務を確実に実施するためには、執筆者、査読者、編集責任者、研究所事務局、外部編集者の役割分担と原稿の変遷・移動を管理するための編集マネジメントシステムの見直しとその健全稼働実績の積み上げが本年度の業務上の課題であります。

【ADR推進機構】

日本知的財産仲裁センターは、日本弁理士会と日本弁護士連合会とにより、共同運営される民間紛争解決手続（Alternative Dispute Resolution(ADR)）の業務を行う団体として法務省より認可を受けた団体であり、19年間に亘り稼働し、現在、東京本部のほか、全国5箇所の支部、4箇所の分室を備えて、全国展開を図りながら、知的財産（JPドメイン名を含む）を対象とする相談、調停、仲裁、センター判定（技術標準規格に係る必須判定を含む）、事業適合性判定等のADR業務を行っています。

同センターは、設立母体の1つである日本弁理士会における支援組織としての当ADR推進機構と、設立母体の他の1つである日本弁護士連合会における支援組織としてのBU(Back up)委員会双方から一部の委員が送り込まれ、折半的に役割配分がなされることで、同センターの役員・運営委員を務めます。

両母体の支援組織の全員が、同センターの役員・運営委員を務めていない点が、長所・短所を併せ持

つところの顕著な特徴になっています。両支援組織自体の行動力・動員力の増強により、同センターの活用促進等を図る場面では、長所として現れますが、同センター自体の運営改善や新規事業の企画等を検討する場面では、両支援組織間の意思疎通の不足による連携不全の短所として現れ易いと言えます。まずは、長所を活かす場面として、公告代理店を活用する広報事業における連携強化が試みられています。こうした広報事業により、当センターの利用促進を図ることで、ADRサービスの普及を図ることが期待されています。

【知的財産支援センター】

当センターは、発明奨励・表彰活動、学校教育支援事業、地方自治体との支援協定による研修支援、地方6支部による中小企業向け知財セミナーの開催支援、工業所有権情報・研修館による全県展開の総合窓口支援事業に対する連携支援等の全国展開の支援活動における支部の活動を統率する役割を担っており、日本弁理士会による社会貢献活動の司令塔的存在であると言えます。

全国の支部長、正副会長等を一堂に会して支部活動の改善を論議する恒例の支部サミットを本年度は、広島で開催しました。そこでは、関東、近畿、東海の3大支部とそれ以外の北海道、東北、北陸、中国、四国、九州の各支部との間の会員数や地理的環境の相違を織り込んだ支部運営の自治の在り方も、関心事の1つになっています。

【関東支部】

当支部は、全会員約11,300名中の約7,940名（約70%）を擁し、日本弁理士会における最大規模の組織であり、内外会務活動量も最大であると言えます。

その観点から、日本弁理士会の対外活動における存在感を支えているものと自負しています。知的財産支援センターが全国レベルの社会貢献事業に傾注していく経緯の中で、当支部は、同センターにより、関東地区に限って行われていた支援事業の専らの受

け皿として発足した経緯もあることから、同センターと共通する知財教育支援事業、研修事業等を実施する中で、近年は、学校事業現場への知財出張事業が急成長を見せています。

支部内1都7県の各都県委員会単位の例会、研修会等により、都県委員会の活性化を進めることで、支部全体の活動の増強を図っています。半面、活動の増強に伴う支部活動における各種ルールの見直しへの啓発が現支部長より提唱されています。的確な取り組みであると考えられます。当支部の对外活動を、より効果的に日本弁理士会の对外活動における存在感の増強に繋げる視点から、本年度、関東支部と役員会との間の連絡会議を2回/年を目途に定期的開催することで、支部・役員会間の会務活動の整合性を高めています。

【その他】

本年度、副会長として、概ね過去に携わったことのある会務活動を担当させて頂いています。委員会委員として携わった会務活動では、「より良い成果を追い求めて」、それなりに懸命に活動していたつもりではありましたが、そこには、「全会員からの会費を使っているのだから、全会員に対し、成果を還元しなければならない」点の得心からは、遠ざかっていった感を深くします。「より良い成果を追い求めて」は、往々にして、「より良い自己満足を追い求めて」に陥ることに気付かされました。



会 務 報 告

日本弁理士会副会長 木戸良彦

1. はじめに

日本弁理士クラブよりご推薦いただき、平成29年度の副会長を務めさせていただいております木戸良彦です。本稿を執筆しております9月上旬時点で、ようやく折り返し地点が見えてきたところです。順調に進んでいる委員会も、これからペースを上げていく必要のある委員会も様々ございますが、現時点での私が担当する委員会等の会務報告をさせていただきます。

なお、本年度の弁理士会を取り巻く状況や会務運営にあたって、大きなキーワードの一つとして、「第4次産業革命」というのが挙げられます。IoT、AI、ビッグデータ等と称される新しい技術によって、急速な技術革新が進む中、従来までの出願・権利化を基本とする知財戦略からの大きな転換が求められております。適切なオープン・クローズ戦略を提言できるようになる等、弁理士の業務・求められる役割も大きく変化しようとしております。こういった時流にうまく乗り、会務を運営していくことの大切さを感じているところであります。

【研修所】

本年度の研修所の目玉事業の一つとして、本年11月から新しい研修システムを導入いたします。継続研修制度がはじまって約10年がたち、これまでの運営してきた実績やいろいろなご意見を基に、システムの全面的見直しを検討してまいりました。

iOSやAndroidといったOSに対応しますので、スマホ・タブレットといった端末での受講も可能となり、よりいろいろな場面での受講が可能となります。

なお、新研修システムでは電子フォーラムとのシステム統合を果たし、「eラーニング受講機能」「単位

管理機能」(旧研修システム)と「研修申込機能」「認定外部機関研修単位申請機能」(電子フォーラム)といった機能を一体化させますので、電子フォーラムのID/パスワードに統一されます。

また、集合研修の申込につきましては、先着順をこれまで採用しておりましたが、人気のある研修がすぐに満席となってしまいう事態を改善するために、一定期間申し込みを受け付けてから抽選をするというシステムとします。また、キャンセル待ちを受け付けて空席がでた場合には、抽選順に繰り上げて受講者を決定するようになります。

さらに、新研修システムでは単位を付与しないことを前提に未修了のコンテンツでも早送り再生等が可能とします。これにより、受講前にコンテンツの内容を早送り等で確認する、すでに研修期間の単位を満たしているので単位無しで早送り受講するといったことも可能となります。会員にとって使い勝手のよいシステムになるものと思っておりますし、これまでの保守料と比べても安価となるため、財政面での改善も期待されます。

また、新システムの導入にともない、登録5年以内の弁理士のために基礎力をサポートするための「基礎力サポート研修」のeラーニングコンテンツを順次リリースしてまいります。また、演習形式の実務者養成講座についても、ファーストステップ編とステップアップ編の二段階のレベル設定として、拡充してまいります。

昨年度からはじまりました英語プレゼンのためのグローバル人材育成研修について、昨年度の2倍の規模で開催する予定です。

その他、実務修習、能力担保研修、育成塾、知財ビジネスアカデミーといった様々な研修についても

しっかりと準備して対応してまいりたいと思います。

【弁理士法改正委員会】

弁理士法については、平成12、14、17、19、26年に改正されてきました。いわゆる定期的な見直しについてもまだ時間的余裕がありそうですが、今後の改正の方向性の検討については着手がはじまっております。

それに加えて、知的財産推進計画2017において、「弁理士業務としての標準関連業務への関与の役割の明確化の検討を行う」ことが、今後取り組むべき短中期の施策として明記されております。これも前述した「第4次産業革命」に関連するものであります。弁理士法の改正も視野に入れて、今後産構審の弁理士制度小委員会が開催される予定です。

これらも踏まえて、弁理士法改正委員会においても、適切な提言ができるように鋭意検討を進めてもっております。

【技術標準委員会】

上述したように、「第4次産業革命」というキーワードのもと、「技術標準」に対する弁理士の役割への期待が急激に高まっており、この委員会の役割も非常に重要なものとなっております。

「技術標準」に関する各種の研修を開催予定であります。本年度は、新市場創造型標準化制度を利用した中小企業5社へのヒアリングも実施しました。このヒアリングを通じて、弁理士への期待や弁理士に求められる役割がどのようなものかを見出しつつあります。その上で、標準化制度と知財戦略を融合させた弁理士の具体的な業務内容がどのようなものになるかを検討し、提言する予定です。

【例規委員会】

例規委員会は、弁理士会の各種例規を制定する際に、委員会等で作成した例規案に問題・不備がないかをチェックするのが主な役割となります。

どのような優れた制度や新しい事業を考えても、例規上きちんと反映されていないとなると、執行していく上での大きな問題となります。パテント誌にも記載しましたが、ある意味、発明とクレームの関

係にも似ているのではと思っております。

なお、本年度において、現時点では「役員会におけるTV会議の使用」と「外部役員の任期」について例規改正の検討がなされております。

【弁理士業務標準化委員会】

弁理士業務標準について、昨年度は発行されませんでした。今年度は第10版を発行する予定で、鋭意編集集中であります。スマホ版も作成してリリース予定です。より会員の使いやすい態様での提供を念頭において、いずれも準備を進めております。

また、来年度は、倫理研修の全面見直しの年に当たりますので、eラーニング等のコンテンツ・テキストの作成にも着手しております。

【九州支部】

関東・近畿・東海のいわゆる三大支部に続く支部として、様々な課題解決に向けて活発な運営をされております。また「知財広め隊」関連で福岡県の関係機関に伺いますと、福岡県知事が特許庁長官出身であることもあり、福岡県等は知財行政にも力を入れていることから、非常に協力的である印象を受けました。この環境を利用して、支部活動がより充実したものとなればと思料します。

その他、国際活動センターも副担当をしております。また、ワーキンググループとして、2019年に迎える120周年記念事業のための検討ワーキンググループ、第4次産業革命対応ワーキンググループ、広報戦略のための検討ワーキンググループも担当しております。

会員の皆様におかれましては、多大なご支援・ご協力を賜りまして大変感謝しております。この場を借りて厚く御礼申し上げます。私の任期は残り半年余りとなりますが、折り返してからペースダウン等せずに精一杯務めてまいりますので、引き続き会務へのご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。



会 務 報 告

平成29年度副会長 瀧野文雄

昨年の日本弁理士会役員選挙で日本弁理士クラブからご推薦をいただき、本年度副会長を務めさせて頂いております瀧野文雄です。選挙の際は、日本弁理士クラブより多大なご支援を賜りましたこと、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、本原稿執筆時点では、4月からの新役員会の立ち上げとともに、様々な会務に追われているうちにあっという間に6か月余りが経過しており、副会長としての任期も折り返しを迎えたところです。これからは、担当事業の成果をまとめる時期になりますので、具体的な成果を出すべく、よりペースを上げて会務に取り組んでいく所存です。

以下、私が担当いたします会務について、ご報告させていただきます。

【知財広め隊】

本年度の渡邊会長の重点政策の一つが、「中小企業への知財支援と普及活動の強化」です。この政策を実現するために、知財に馴染みのない中小企業経営者を対象とした第1部の知財講演会と、講演会に参加した中小企業経営者と地元弁理士が交流を図る第2部の交流会とをセットにした、「知財広め隊」セミナー事業が立ち上がりました。従来から、座学形式の知財セミナーは数多く開催されてきましたが、今回の「知財広め隊」セミナーは、交流会をセットにしたところがポイントで、交流会では、経営者の様々な疑問に対して弁理士が答え、また議論するワークショップ形式として運営されます。

本セミナーは、7月19日の福島郡山での第1回を皮切りに、初年度50箇所、2年間で100箇所を目標に全

国網羅的に開催する予定です。会員の皆様のお近くで「知財広め隊」セミナーが開催されることがあるかもしれませんので、その際は是非ともご参加ください。

なお、昨年までの「弁理士知財キャラバン」事業も引き続き行います。「知財広め隊」セミナーに参加した経営者にキャラバンをご紹介して、さらなる知財の深掘りをしていただく等、「知財広め隊」とコラボした訪問型知財コンサルの更なる活用を図ってきたいと考えております。

【知的財産経営センター】

従来、知財経営に関して調査研究を行っていた、知的財産価値評価推進センター、知財経営コンサルティング委員会、知財活用推進委員会、および弁理士知財キャラバンWGを統合させ、中小企業を総合的にサポートする新たな附属機関として、「知的財産経営センター」が設立され、この4月から活動を開始しました。

本センターの設立により、弁理士会内の知財経営に関する知見を有する各部門の連携を有機的に図ることができるようになり、価値評価事業の推進、中小企業に対する多面的・総合的なアプローチによる質の高い知財経営サポートの提供、およびこれらの活動を担う弁理士の育成を行うことができるようになります。また、本センターの活動で習得した、知的資産を経営に落とし込む「知財経営」に関する様々な情報を的確に会員にフィードバックすることができるようになり、皆様のクライアントへの情報提供のツールとしてご利用していただけるものと考えて

おります。

設立まもない本センターの今後の活動にご期待ください。

【貿易円滑化対策委員会】

貿易円滑化対策委員会は、出願手続等の弁理士のコア業務ではない、各国税関での水際取締り等を調査研究する委員会です。従来から弁理士会は、財務省関税局、知的財産センターを有する東京税関と定期的な交流を図っており、本年度も引き続きセミナー等を通じて意見交換を行うことで、良好な関係を維持してまいります。

また、本委員会は、税関以外の外部機関、例えば、国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）、日本関税協会知的財産情報センター（CIPIC）、コンテンツ海外流通促進機構（CODA）、および世界税関機構（WCO）等とも伝統的に交流を図ってきており、これら外部機関との関係も引き続き維持してまいります。特に、本年度から、本委員会委員が、IIPPFの幹事としてIIPPFの新たな組織である企画委員会の運営に全面的に協力することになっており、弁理士および弁理士会のプレゼンスをより高めるようになるのではと考えております。

【著作権委員会】

著作権委員会は、産業財産権に隣接する著作権に関する様々な問題を調査研究する委員会です。デジタルネットワークの急速な発達、著作権等の知財システムを大きく変革するものであり、次世代知財システムにおけるあるべき著作権制度を調査研究することは極めて重要なことと考えます。また、最近の重要判決の研究、文化庁著作権課との意見交換等、従来行っていた活動も継続してまいります。

【北陸支部】

会員の人数が少ない支部ですが、6月の支部総会には、ベテランの方から若い方まで多くの会員が参加しており、支部会員の皆様が熱意をもって運営をされている支部です。本年度は、支部の広報活動を強化するためのイベントの企画、支部長の地元での「知財広め隊」セミナーの開催等、弁理士の存在を広く知らしめるための活動を積極的に行っていただけるものと期待しております。

【その他】

上記附属機関、委員会等以外に、「新輸出大国コンソーシアム対応WG」「外国法事務弁護士制度検討WG」「知財政策検討WG（弁理士政治連盟）」等も担当しております。いずれも、弁理士および弁理士会のプレゼンスを高めるために外部に意見発信を継続的に行っている組織であり、各WGの委員の方々と一緒に積極的に活動していく所存です。

今回、自分の担当を振り返ってみますと、出願等の弁理士のコア業務以外の業務をカバーする委員会等を多く担当していることに気づきました。社会の弁理士および弁理士会に対する期待はどんどん増加しており、これに対応するように弁理士および弁理士会の業務範囲も広がってきていることを改めて実感した次第です。

最後になりましたが、残り後半戦も一気に駆け抜けていくつもりですので、皆様の暖かいご支援、ご指導を賜りますよう、よろしくお願いいたします。



祝！70周年 ～会務報告と共に～

日本弁理士会副会長 本多敬子

1. はじめに

日本弁理士クラブよりご推薦いただき、昨年度に続き日本弁理士会副会長を務めさせていただいております本多敬子です。

本年9月1日に厳かにまた盛大に執り行われました日本弁理士クラブ70周年記念式典及び祝賀会にお招きいただきまして、ありがとうございました。

記念式典及び祝賀会での御来賓の方々からのご祝辞、日本弁理士クラブ幹事長のご挨拶などを拝聴し、日本国憲法が施行された年と同じ年に日本弁理士クラブが設立されたことを再認識し、改めて70周年の歴史の重みを感じておりました。

祝賀会でのクイズ形式のアトラクションでは、日本弁理士クラブから選出されました歴代の会長のお写真が壇上に並び、日本弁理士クラブが日本弁理士会に果たして参りました大きな役割にも感銘を受けました。

現役員会も、会長を初め多数の日本弁理士クラブの会員が副会長・執行理事を務め、西日本弁理士クラブ、弁理士連合クラブから選出された役員の方々と協力して会長を支え、日々の公務に従事しております。昨年度の選挙にあたりましては日本弁理士クラブの皆様より暖かい激励のお言葉を沢山いただきましたこと、心より御礼申し上げます。

この場をお借りして私が担当しております委員会・附属機関・支部を中心に会務の一端をご紹介させていただきますと思います。

2. 会務報告

今年度私は、国際活動センター、商標委員会、不

正競争防止法委員会、農林水産知財対応委員会、技術保護テキスト作成委員会と中国支部を担当させていただくことになりました。

①【技術保護テキスト作成委員会】

この委員会は、今年度新しくできた委員会で、営業秘密保護、技術標準などに関わる方々のお役に立つように、文字通りテキストを作成する委員会です。標準化、オープン・クローズ戦略、営業秘密保護は「知的財産戦略2017」でも「グローバル市場をリードする知財・標準化戦略の一体的推進」と謳われ、重点政策のひとつとされています。弁理士知財キャラバンでの知財コンサルと併せてこれからの弁理士の業務としてつながっていくことを期待したいと思っております。

②【不正競争防止法委員会】

「営業秘密による保護と特許出願の関係についての検討及び提言」と「不正競争防止法による商品形態模倣防止と諸外国での商品形態模倣防止のための法制度との比較法的考察」を中心として委員会活動を行っております。「知的財産推進計画2017」において、「データ・人口知能の利活用促進による産業競争力強化に向けた知財制度の構築」が大きな柱のひとつと定められ、データの不正取得等の禁止などを念頭においた不正競争防止法の改正も検討課題となっておりますので、これに対応する意見提出も行ってまいります。

③【商標委員会】

商標委員会では、制度を検討する部会と国際関係に対応する部会、さらに今年は「新しいタイプの商標の審査状況の確認及びその対応策についての検

討」を行う部会に分かれて活動を行っております。新しいタイプの商標の保護制度は2015年4月に導入され、今年7月31日現在、出願1555件、内登録294件です。これらの審査状況を確認し、具体的な拒絶の対応方法などを検討しており、皆様の拒絶理由対応のご参考になることと思っております。

④【農林水産知財対応委員会】

農林水産知財対応委員会では、「農林水産知財（特に、農林水産物・農業方法等の知的財産）の保護に関する事例の収集及び農林水産知財に関する支援の検討・実施及び提言」を継続して行っております。

また、新たに「地理的表示保護制度の登録申請の手引書の作成」を行う予定でおります。2015年6月スタートいたしました「地理的表示保護制度」は、地域団体商標と比較されることが多いですが、その申請には、その特産品の特徴をとらえた記載が必要で明細書を書くように記載することが求められるとのこと。この手引書が地理的表示保護制度の活用の一助となることを願っております。

⑤【国際活動センター】

昨年度初めて、日本の知財制度の良さを海外に発信するDiscover IP Japanの活動をパロアルトとシアトルにて行いました。今年度は、ヒューストンとサンディエゴで引き続き行う予定です。

また、今年度からe-PCT、グローバルドシェについても国際活動センターで検討することとなりました。e-PCTなどはWIPO主導で検討が進められているので、対応に遅れないように情報収集と意見発信を行っていく必要性を感じています。

5月にはアセアン諸国の知財庁の長官等が出席される「アセアン特許庁シンポジウム2017」に会長の代理として出席させて頂きました。「アセアン事務局が今後10年間のアセアンの知財アクションプランに関する講演をされ、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、フィリピン、シンガポール、タイの各知財庁長官等が、国際条約への加盟やIT化の推進、知財の商業化に向けた取組など、知財ビジネス環境の改善に向けた取組を紹介されました」（特許庁HPより

抜粋)。アセアン諸国の知財制度整備に対する熱い取り組みに接し、法改正・システムの構築など年々変化していく力強い動きを感じました。言語の問題や各国における情報公開の程度の差があるため欧米諸国と比べて情報収集の難しさがありますが、各国弁理士会との交流などを通じてこの熱い動きについていきたいと思っております。

⑥【中国支部】

今年は、中国支部を担当させていただいております。中国支部は、昨年度、有志の方々でお揃いのTシャツを作成され、「ひろしま国際平和マラソン」に参加されたとのこと。今年度は日本弁理士会も協賛団体のひとつに入れていただきました。今年度の主要事業のひとつである知財広め隊のPRも行っていたきたいと思います。

今年は、11月3日に行われます。応援、どうぞよろしくお願い致します！

3. 最後に

日本弁理士クラブ70周年にあたり、昔に思いを馳せてみますと（70年前までは私の記憶では振り返ることはできませんが）、技術の進歩は著しいものと感じています。私が仕事を始めました頃は、和文タイプで書類を作成し、紙で出願をし、テレックスという手段が海外との緊急の書類のやりとりに使用されておりました。それがファックスとなり、今はどこからでもメールで対応でき、紙で出願することもほぼなくなっております。そして、今後はAI？ IoT？

私たちの仕事のやり方も技術に応じて変化を余儀なくされておりますが、常に弁理士として誇りをもって歩んで参れますようお願いしております。

最後になりましたが、今年度も間もなく半年が過ぎようとしております。大変多くの皆様のお力添えを得てここまで参りました。この場をお借りして心より御礼申し上げます。残りの任期も精一杯邁進して参りたいと思っておりますので、どうぞ引き続きご指導ご協力のほどお願い申し上げます。



会務報告

日本弁理士会副会長 渡邊伸一

1. はじめに

日本弁理士クラブからご推薦をいただき、平成29年度の副会長を務めております渡邊伸一です。日本弁理士クラブの諸先生方には、日頃から日本弁理士会の会務に多大なるご協力をいただいておりますこと、この場をお借りしてあらためてお礼申し上げます。

今年度は、渡邊敬介執行部の立ち上げの年であり、新任の役員には4月から慌ただしい日々が続いておりましたが、早いものでもう折り返し地点に差し掛かろうとしています。以下、これまで半年間の会務活動につきまして、簡単にご報告させていただきます。

2. 事業計画

今年度のスローガンは「広めよう、知財の輪」です。重点政策としては、以下が挙げられております。

- (1) 知的創造サイクルの活性化と、弁理士の業務環境の改善を図ります。
- (2) 会員にとって有益な施策を充実します。
- (3) 中小企業への知財支援と知財の普及活動の強化を図ります。
- (4) 日本弁理士会の組織の改革を推進します。

これら政策を実行して、しかるべき形で成果が結実するよう、執行役員会一同尽力して参る所存です。

特に今年度は、知的創造サイクルの活性化と、弁理士の業務環境の改善を図るために「知財広め隊」を創設し、全国各地でセミナーと交流会を開催して参ります。この企画の特徴は、単に一般参加者向けの座学の講義を行うだけでなく、講義後に一般参加者と地元の弁理士とが直に交流し、情報交換、意見交換を行う場を提供する点にあります。また、この

ような企画の参加者に弁理士知財キャラバンについても紹介し、弁理士による知財コンサルのさらなる普及も図ります。この知財広め隊セミナーと弁理士知財キャラバン事業との相乗効果により、企業活動における知財的な観点の重要性が認識され、知財制度の活用がさらに促進されることを期待しています。

知財広め隊セミナーの第1回目は、復興支援も目的とし、7月19日に福島県郡山市で開催いたしました。記念すべき第1回は盛大に、ということで福島県庁の方々にもご協力いただき、200人規模の会場を確保して準備にあたりました（通常の広め隊セミナーは30名程度の規模を想定しています）。地方都市でどれほどの参加者が得られるか不安もありましたが、広め隊ワーキンググループメンバーの頑張りや、福島民報朝刊の1面に関連記事を掲載していただけたこともあり、予定を上回る約250名の方にご参加いただくことができました。また当日は、福島県出身の吉野正芳復興大臣にもご臨席いただきました。成果としては、セミナーの講演者の事務所に翌日の午前中から早速、数件の相談依頼があったとのことであり、効果も絶大であるとの感想を得ることができました。この企画で中心的な役割を担っていただきました春秋会の佐藤辰彦先生、また東北支部の先生方にこの場をお借りして深くお礼申し上げます。

知財広め隊では2年間で100カ所の開催を目指し、今後も順次、各地でセミナーを開催していく予定です。ぜひ多くの皆様にご参加いただければと思っています。

3. 担当会務及び活動状況

私が主に担当している会務・委員会は、総会、常

議員会、監事会、防災会議、役員制度改革委員会、バイオ・ライフサイエンス委員会です。支部は東北支部を担当しています。また、副担当として知的財産経営センター、国際活動センター、弁理士推薦委員会にも関わらせていただいております。さらに、その他に担当している掌管業務として、会長室、事務局などがあり、そして執行役員会ではいわば総務担当副会長として、特許庁をはじめとした各種関係団体に対応しております。

以下に主な担当会務・委員会の状況を報告いたします。

(1) 監事会

監事会は毎月1回、月末の月曜日に定例的に開催されており、前月の会務執行状況と財務状況について監事の方々から監査を受けています。事前に監事の方から質問を受けており、この質問に対して会務については私から、財務については財務担当の福島副会長から答える形式で監査が進んでいきます。このような毎月の監査が設定されていることで、執行役員会ではより慎重に各種議案を審議することになります。

(2) 防災会議

本会には、防災体制の整備及び災害発生時の対応を策定するため、防災会議が置かれています。また、実際に災害が発生した際には、防災会議が中心となって会長を補佐して災害対策本部を立ち上げることとなります。そのため、防災会議では各地での災害の発生を想定した防災訓練を年に一度実施しています。昨年の熊本地震の際には、この訓練の成果が存分に発揮され、的確な初期対応を取ることができました。今年も10月4日に関東支部、近畿支部及び本会の共催で防災訓練が実施されます。全会員を対象としたメールによる安否確認の訓練も実施の予定です。

(3) 役員制度改革委員会

本年4月から導入された外部常議員制度に関する例規改正を受けて、本年度執行部では、役員制度に関するその他の例規に改正の必要な事項が生じていないか、役員制度改革委員会に例規の見直しを諮問いたしました。これに対し、役員制度改革委員会から、

外部役員の任期に係る部分で会則の一部改正が必要である旨が例規改正案を添えて答申され、執行役員会では、本答申を承認した上で、例規委員会に対して例規改正案の検討を諮問いたしました。次の総会において、会則の一部改正がなされる見込みです。

(4) バイオ・ライフサイエンス委員会

バイオ・ライフサイエンス委員会では、バイオ・ライフサイエンス分野の知財、特に、生物関連発明や再生医療等の保護などに重点を置いた調査及び研究が進められており、特許庁の法制度に関する政策提言なども行っています。また本年度は、より多くの企業、特にベンチャー企業に知財の重要性や弁理士会の活動を認識してもらうため、10月に横浜で開催されるBioJapanというビジネスイベントに弁理士会として初めてブースを出展し、セミナーと無料相談会を実施する予定です。

(5) 会長室

会長室は、例えば会員からの業務内容自体や、業務の引き継ぎなどに関する問い合わせ、会員並びに会員外からの苦情に対しての相談業務に加え、各種委員会の過去の諮問、委嘱事項の分析など、執行役員会、会務をサポートするための業務を行っています。また、本年9月に公表した「預り金の取り扱いに関するガイドライン」の作成も会長室が中心となって行い、ガイドラインに関する会員からの質問にも主に会長室で対応しています。

4. おわりに

本年度の会務活動もいよいよ後半戦に入ります。事業計画に沿った形で、渡邊敬介執行部の初年度の活動をしっかりとまとめ上げ、うまく次年度に繋げられるよう、敬介会長の下、役員一同、力を合わせて頑張って参ります。日本弁理士クラブの皆様からの引き続きのご支援、ご指導、ご協力を宜しくお願いいたします。結びとさせていただきます。



常議員会報告

日本弁理士会常議員 石川 徹

平成29年度常議員会について報告させていただきます。

1. 常議員会と執行役員会

常議員会は、全国の選挙区から選出された60人の常議員により構成されており、常議員の任期は2年、毎年30名ずつ改選されます。

常議員会では常議員会議長1名、副議長2名が選任され、常設されている審議委員会には調整分科会、第1分科会及び第2分科会があり、議長以外は、常議員全員は第1分科会又は第2分科会に所属しています。各副議長が第1分科会及び第2分科会の分科会会長されています。

なお、平成27年度から、会長、副会長、及び執行理事は常議員の構成員ではなくなっており、常議員会は執行役員会から独立した機関となり、総会に先だって、その議案を独立して審議するものとなっています。

2. 外部常議員の選任

常議員の人選は、候補者選出段階で正副会長経験者を含めることが慣行とされており、地域的にバランス良く、かつ経験豊富な方から中堅若手まで広汎な人材が集められています。さらに、会則第17号「日本弁理士会会則」第61条第6号の規定に基づき、定期総会で外部常議員2名が承認され、第三者の立場から常議員会に参加されています。本年度選任された外部常議員は、国立大学法人筑波大学の立本 博文教授、及び吉備国際大学大学院の土肥 一史特任教授です。

3. 本年度開催の常議員会

9月6日現在、下記の常議員会が開催されています。

第1回常議員会 平成29年4月10日（月）

第1号議案 執行理事の選任の承認を求める件

第2号議案 処分前公表審議委員会委員の選任の承認を求める件

第3号議案 選挙管理委員会委員の補充の承認を求める件

第4号議案 審査委員会予備委員の補充の承認を求める件

第5号議案 常議員会分科会委員の選任の件

第2回常議員会 平成29年4月28日（金）

第1号議案 平成28年度事業報告の承認を求める件

第2号議案 平成28年度決算の承認を求める件

第3号議案 平成29年度事業計画の承認を求める件

第4号議案 平成29年度予算の承認を求める件

第5号議案 平成29年度外部常議員の選任の承認を求める件

第6号議案 平成29年度外部監事の選任の承認を求める件

第7号議案 外部意見聴取会委員の選任の承認を求める件

第8号議案 コンプライアンス委員会委員の選任の承認を求める件

平成29年度定期総会は、平成29年5月26日（金）に開催され、第2回常議員会で審議された議案は、

該定期総会で承認されました。なお、当該年度内に臨時総会が開催される場合、その議案の事前審議のため常議員会が開催されることとなります。

4. 常議員会の審議事項と議案説明会

常議員会が取り扱うべき審議事項は、会則78条に(1)～(8)として列挙されています。そのなかでも(1)総会に付する議案に関する事項、及び(3)会則の制定、改正又は廃止に関する事項などはその背景や細かな内容など理解するためにはかなりの時間と労力が必要となります。例えば、審議事項(1)には前年度の事務報告、前年度の弁理士会決算、当該年度の事業計画、当該年度の予算大綱などです。

このような事情から本年度は、第2回常議員会に先立ち4月18日に議案説明会が開催されました。弁理士会事務局に丁寧、かつ詳細な資料を用意して頂きました。説明頂いた事項で印象に残ったのは、前年度の事務報告では、会員数が弁理士11057名、特許業務法人が257法人であり、常設知財相談室の相談件数が年間2,581件に及ぶこと、委員会が年間670件開催されていること、国際活動センターが年間113回活動していること、前年度の弁理士会決算では、会費収入が約19億6千万円であり、弁理士会の内部留保が大きいことから必要な事業を行うため赤字予

算を組んでいること、昨年度の事業計画の実施では、地域知財活性化活動の拡充、知財環境の充実、効果的な活動の強化などが重点政策になっていたこと、弁理士知財キャラバン事業では訪問型支援により中小企業に知財戦略、知財経営の重要性を認識してもらい知財の積極活用を促していることなど、様々な努力がなされていることです。

また、各担当理事と事務局担当者による判りやすい説明を受けることができ、この議案説明会で、弁理士会の事務担当者の方達が会務を支える重要な役割をされているのを知ることができました。

4月28日の第2回常議員会では、議案説明会で示された第1号～第4号議案である平成28年度事務報告、平成28年度決算、平成29年度事業計画、及び平成29年度予算について審理され、各議案通り承認されました。

5. おわりに

現在の常議員会は執行役員会から独立し、総会に先だって、その議案を独立して審議するものとなっています。今後、常議員会を活性化し、弁理士会でより有用な機関にしてゆくため、その役割を拡大してゆくことが望まれます。

監事会報告

日本弁理士会監事長 千葉太一

1. 本年度の監事会

前年度の副監事長に続き、前監事長の染谷伸一先生の後を受けまして、監事長を務めております無名会の千葉太一です。

監事会は会員より選出された2年目の監事5名と、1年目の監事5名に、総会で承認された外部監事2名の合計12名で構成されています。

今年度の副監事長は、監事2年目の井上義雄先生（P A会）と監事1年目の吉田博由先生（西日本弁理士クラブ）です。外部監事は、前年度に引き続き、株式会社日立技術情報サービス特別顧問の平山裕之先生と学習院大学法学部長・教授の岡孝先生です。

また、監事会担当の副会長は、会務担当が渡邊伸一先生で、会計担当が福島三雄先生です。

監事会の定例日は、原則として毎月の最終月曜日であり、監査の性質上8月も休みなく開催しております。本年度の監事会は、既に5月の第1回から8月の第4回まで開催され、今後、来年4月の第12回まで行う予定です。

2. 監事会の監査

監事会の監査については、会則第82条第8項に、「監事会は、執行役員会の会務の執行並びに本会の資産及び会計の状況を監査する。」と定められています。本年度は、渡邊敬介会長の任期1年目であり、本年度総会で承認された平成29年度事業計画に則り会務の執行がなされておりますが、監事会は前記規定に基づき、この会務執行と、これと一体をなす会計についての監査を行っております。

(1) 執行役員会議事録及び決算報告書に基づく監査
会務執行については、具体的には、前月の執行役員会議事録について、あらかじめ各監事から提出された質問事項に対し、渡邊副会長から説明を受け、必要に応じてさらに関連質問を行うことで監査しております。また、会計については、前月までの決算報告書に基づき、主として前月の収支について、福島副会長から説明を受け、これに対する質問、関連質問を行うことで資産及び会計の状況を監査しております。会計監査に関しては、内部監事による突合監査も行っております。

(2) 支部の監査

日本弁理士会には、北海道、東北、北陸、関東、東海、近畿、中国、四国、九州の9つの支部がありますが、監事長と外部監事を除く9名の監事が各自一つの支部を担当して監査しております。この各支部の監査は、各支部から提出された支部監査報告に基づいて行っております。

3. 終わりに

現在、8月末の第4回目の監査を終えたところですが、これまでのところ特段の問題もなく済んでおります。今後も任期満了まで、職責を果たすべく監査を行う所存ですので、よろしくお願いたします。

以上

日本弁理士会研修所の概要

日本弁理士会研修所所長 田村 爾

平成27年度より日本弁理士会研修所所長を拝命しています、田村爾です。

本年度も日本弁理士クラブ会誌「日弁」の貴重な紙面をお借りする機会を戴きましたので、今回は、日本弁理士会研修所が本年度、重点的に取り組んでいる活動について紹介させていただきます。

1. 研修システムの再構築

8月に会員へのWEBメールでご案内していますように、10月から新しい『弁理士研修システム』の運用を開始する予定しております。なお、システム開発の状況によっては、11月以降にずれ込む可能性もあります。

新システムの主な特徴は、以下のとおりです。

(1) システム・ID/パスワードの統合

現在は研修システムからログインして利用する「eラーニング受講機能」「単位管理機能」と、電子フォーラムからログインして利用する「研修申込機能」「認定外部機関研修単位申請機能」が分かれています。新研修システムではこれらをひとつのシステムに統合します。これに伴い、ログインID/パスワードは電子フォーラムのID/パスワードに統一し、研修システム用のID/パスワードは廃止します。

(2) 対応OS、ブラウザの拡張

現在はMicrosoft OS、Mac OSのみ利用可能ですが、新研修システムではタブレット・スマートフォン等に対応してiOS、Android、Windows Phoneでも利用できるようになります。(eラーニング受講や研修の申込みなど)

また、ブラウザもInternet Explorer、Microsoft

Edge、Safariに加え、Firefox、Google ChromeとiOS、Android、Windows Phoneの標準搭載ブラウザでも利用できるようになります(利用OSによって対応ブラウザは異なります)。

(3) 集合研修の抽選機能の導入

現在の集合研修の申込みは基本的に先着順で受講者を決定していますが、新研修システムでは一定期間に受付けた申込みから抽選により受講者を決定します(倫理集合研修等一部先着順のとなる研修もあります)。また、キャンセル待ちを受け付けて空席がでた場合は抽選順に繰り上げて受講者を決定します。

(4) eラーニングコンテンツの早送り再生・章選択再生

現在は修了したeラーニングコンテンツに限り早送り再生や章選択再生ができますが、新研修システムでは単位を付与しないことを前提に未修了のコンテンツでも早送り再生等を可能とします。これにより、受講前にコンテンツの内容を早送り等で確認する、研修期間の単位を満たしているのに単位無しで早送り受講する等が可能となります。

2. 新人研修の抜本的な見直し

研修所では、今年度より新人研修を廃止し、新人研修のeラーニング講座をベースに、新たに「基礎力サポート研修(略称:基礎サポ)」シリーズとしてeラーニング講座での全会員への配信を開始しています。配信開始時期は、以下のとおりです。

本シリーズにラインナップされる講座は、弁理士の専権業務に関わる内容を中心に、弁理士業務を行う上で必要な知識を習得するための基礎講座とする予定です。

ご挨拶

この「基礎力サポート研修」は、実務修習（登録前研修）のカリキュラムには含まれていない基礎的な講座が数多く含まれているため、弁理士登録されてから5年以内に全ての講座を履修されることを推奨とするカリキュラムとなっています。また、一般会員にとっても、業務に必要な知識を再確認するツールとして、ご活用いただくこともできます。

<配信開始スケジュール>

(1) 配信開始済み

- ・[基礎サポ] 不正競争防止法概論
- ・[基礎サポ] 査定系審判（特許）
- ・[基礎サポ] 商標の識別力
- ・[基礎サポ] 査定系審判（商標）
- ・[基礎サポ] 審決等取消訴訟の実務
- ・[基礎サポ] 国内の知的財産権侵害紛争への実務的対応
- ・[基礎サポ] 外国特許出願の実務（アジア）
- ・[基礎サポ] 外国商標出願の実務(欧米・アジア等)

(2) 平成29年10月以降順次配信開始予定

- ・[基礎サポ] 特許・特許無効審判
- ・[基礎サポ] 特許・特許異議の申立て
- ・[基礎サポ] 意匠・査定系審判
- ・[基礎サポ] 意匠・意匠登録無効審判
- ・[基礎サポ] 商標・登録異議の申立て
- ・[基礎サポ] 商標・商標登録の無効の審判
- ・[基礎サポ] 商標・不使用取消審判
- ・[基礎サポ] 商標・不正使用等取消審判

- ・[基礎サポ] 商標・国内の侵害紛争対応
- ・[基礎サポ] 周辺・著作権法
- ・[基礎サポ] 外国・米国特許出願
- ・[基礎サポ] 外国・EPC出願
- ・[基礎サポ] 外国・外国意匠出願

また、本年度から、弁理士が業務を進めていく上で最低限必要な知識を身につけることを目的とし、弁理士としてのコア業務となる「相談～登録」の一連の流れを学ぶことを主な目的とする演習型講座「ファーストステップ編」を開設します。特許・意匠・商標の3つのカテゴリで1回3時間で4回で完結します。本講座は、クライアントからの相談内容を基にそれをどのように登録にもっていくのか、第一線で活躍する講師陣がサポートします。特に他法域の実務を一からやってみたい方、独立開業する際に全法域の実務を知っておきたい方等に最適です。

3. その他

研修所では、上記以外にも、実務修習、能力担保研修、継続研修（倫理研修を含む）、弁理士育成塾、知財ビジネスアカデミーなど、多種多様な研修を実施しております。また、研修所の運営体制も以下に示すように、多くの会員の協力に支えられております。

本誌の読者の皆様には、今後とも、日本弁理士会が提供する研修や研修所について、忌憚の無いご意見をお聞かせいただくと共に、機会があれば、是非、研修所の運営にもご参加いただければ幸いに存じます。

日本弁理士会研修所の組織体制（平成29年度）

	担当副所長	担当部長	運営委員数
実務修習部	石田 正己(13512)	美川 公司(17351)	8名
実務養成研修部	中 大介(15518)	荒井 滋人(18041)	9名
継続研修企画・運営部	中川 裕幸(9531) 大島 一宏(15409) 山本 喜一(13018)	河野上 正晴(16054)	28名
継続研修管理部	山田 武史(11545)	林 裕己(16748)	6名
継続研修審査部	(同上)	折居 章(11733)	13名
能力担保・倫理研修部	高橋 洋平(14806)	真柴 俊一郎(14595)	18名
知財ビジネスアカデミー部	押久保 政彦(14354)	溝口 督生(12671)	13名
弁理士育成塾運営部	絹谷 晴久(12850)	佐野 寛幸(18965)	4名
		合計	102名

※ 副所長(特命担当)：吉村 俊一(11722)、石橋良規(12023)



日本弁理士会中央知的財産研究所 からのご報告

副所長 筒井大和

1. はじめに

日本弁理士会中央知的財産研究所（以下、「研究所」）は、「長期的及び国際的視野から内外の知的財産及び弁理士に関する諸問題についての調査、研究及び情報の提供並びにこれらに関連する事業を行うことにより、知的財産権制度及び弁理士制度の健全な発展に資すること」を目的として、平成8(1996)年4月1日に日本弁理士会の附属機関として設立され、日本弁理士会におけるシンクタンクとして、知的財産制度及び弁理士制度に関する理論的な研究と提言とを広く各方面に発信し、日本弁理士会の地位向上と社会的貢献に努めています。

当研究所の活動等は、日本弁理士会の下記ホームページをご覧ください。

http://www.jpaa.or.jp/about_us/organization/affiliation/chuuou/chuuou4.html

2. 組織・運営について

(1) 今年度は、当研究所設立22年目を迎え、通常の調査研究のほか、公開フォーラム及び会員向け研究発表会の開催、研究報告書である別冊パテントの発行、研究所の内外への広報活動等を引き続き積極的に行います。

(2) 当研究所の運営に関する諸問題に対応するため、また、運営の効率化を図るため、組織及び運営規則の変更を行い、正副所長会議と作業部会を研究所運営規則に制定し、運営委員は、研究のサポートを中心業務とする体制に移行しました。

3. 調査研究について

調査研究は、研究課題毎に本会会員でない外部研究員と本会会員たる内部研究員とで構成される研究部会を、本年は東京地区に2～3部会、関西地区に1部会設置し、それぞれ選定されたテーマ毎に鋭意調査研究を行っています。

4. 研究課題について

1) 「損害賠償論－更なる研究－」

(平成28年4月1日～平成29年9月30日)

この研究課題は、我が国の知的財産権侵害の損害賠償額の在り方が、昨今の知財訴訟が不活性化状況の原因の1つとして、改善に向けた制度改正の見直しの対象となっていることから、当研究所としての研究対象としたものです。既に研究は終了し、現在別冊パテントの発行に向けて論文の作成・編集集中ですので、近々に別冊パテントを会員の皆様にお届けできる予定です。

2) 「知的財産権訴訟における証拠」

(平成28年4月1日～平成29年9月30日)

この研究課題も、我が国の知的財産権訴訟における証拠収集手続は、昨今の知財訴訟が不活性化状況の原因の1つであるとして、改善に向けた制度改正の見直しの対象となっているところから、当研究所の研究対象としたものです。研究そのものは既に終了し、現在別冊パテントの発行に向けて論文の作成・編集集中ですので、近々に別冊パテントを会員の皆様にお届けできる予定です。

3)「イノベーション推進に向けた特許の保護対象の研究」(平成29年10月1日～平成31年6月30日)

この研究課題は、上記1)および2)の研究課題の後に続くものとして選定したものです。このご報告の執筆段階では、研究の詳細までは決まっておりませんが、AI及びIoTの時代、また、いわゆる第4次産業革命の時代を迎えて、会員からのアンケートでも本テーマでの研究への要望が多かったことに鑑み、研究課題としたものです。

弁理士にとっても、非常に密接かつ重要な研究テーマですので、今後の研究成果にご期待頂きたいと思っております。

4)「周知・著名商標の保護」

(平成29年9月1日～平成30年12月31日)

商標に関しては、当研究所では、これまでに「商標の使用」、「商標の識別性と商標の機能」、「混同をめぐる諸問題」等に関して検討、研究を行って来ていますが、今回は、国際的にも色々と問題となっている周知・著名商標の保護について総合的に検討、研究を行うこととしました。

本研究についても、今後の研究成果にご期待ください。

5) 研究課題 「特許クレーム解釈と記載要件」

(平成28年10月1日～平成30年3月31日)

この研究課題は現在も関西研究部会で継続研究中です。近年、プロダクト・バイ・プロセス(PBP)・クレームに関する最高裁判決や、均等侵害を肯定した知財高裁特別部判決等の重要判決が出されたこともあり、最新の判例動向や国際動向等を踏まえた、特許クレーム解釈に関する研究につき、ニーズが再び高まっています。

一方、クレーム及び明細書の記載要件についても、その重要性に鑑み、学術的視点及び実務的視点の両面から研究を行うニーズがあります。

以上を踏まえ、クレーム(及び明細書)について、これをどう解釈すべきか、また、適切な開示を保障

するための記載要件はいかにあるべきか、という両面から、総合的な調査・研究を行っています。

5. 事業について

(1) 第15回公開フォーラムの実施

公開フォーラムは、例年東京及び大阪で開催し、会員・非会員含めて多数の来場者があります。今年度は既に開催済みで、公開フォーラムを通じて引き続き外部への広報を積極的に行い、当研究所の研究成果をアピールしました。

(2) 第11回会員向け研究発表会の実施

会員向けの研究発表会は、毎年東京と大阪で行われており、当研究所の研究内容に関して、特に実務的な観点から弁理士にとって重要なポイントについて発表を行うものであり、会員にとって非常に有益な情報収集の場となっていますので、今年度も開催します。

(3) 別冊パテント誌の発行

当研究所の研究成果である「報告書」は、広報センターのご協力により「別冊パテント」として発行しており、全会員に配布すると共に、大学、裁判所、特許庁、弁護士会をはじめ、日本工業所有権法学会などに参加されている実務家・学者・研究者などにも配布して、非常に高い評価を得ています。

今年度は、研究期間の関係で、東京の3つの研究部会(特許関係2つと、商標関係1つ)が終了し、それぞれの別冊パテントを発行すべく、本報告の原稿作成の段階では、論文作成ないし編集の途中です。これらの別冊パテントは完成次第、順次皆様のお手元にお届けしますので、期待してお待ちください。

(4) その他、時宜に応じて当研究所として対処すべき事項

役員会等とも連携し、弁理士制度はもとより、広く内外の知的財産制度の動向に着目し、時宜に応じた研究活動の企画・実行を目指します。 以上



知的財産支援センター長挨拶

知的財産支援センター センター長 羽鳥 亘

1. はじめに

本年度から支援センター長を仰せ付かることとなりました羽鳥亘です。支援センターは日本弁理士会の対外支援事業の要となる組織であり、就任に当たりその重責をひしひしと感じているところです。

支援センターは平成11年4月1日発足で、本年度は18年目となります。

設立当時を振り返りますと、当時は弁理士法改正に向けて様々な取り組みや、運動を行った時期であり、その背景事情の下、日本弁理士会が、外に向かって自らの主張を貫き、かつ、プレゼンスを向上させるため、社会貢献を継続的かつ組織的に行う必要があるとのコンセンサスに至り、その拠点として、支援センターが創設されました。

その後18年間の活動により、支部とともに、多岐に亘る対外的支援活動を展開してきた結果、特許庁、文部科学省、都道府県等の行政機関、発明協会、大学、高専、小中高等から、様々な評価、要望そして期待を頂いており、支援センターや、各支部の対外支援活動は、確実に、日本弁理士会のプレゼンスの向上に貢献しています。

支援センターは、あと2年で発足20周年を迎えることとなります。

20周年は人に例えれば成人式を迎える事になりますので、私の2年の任期中で支援センターが確実な成人として将来に渡って歩みを続けていけるように、支援センターの設立意義の再認識と、各事業部の活動内容の再認識を行う事により、支援センターが、弁理士使命条項に記載された「知的財産権の利用の促進」を担保し得る積極的対外支援を行う中核組織

として確立するように総仕上げを行って行きたいと考えております。

2. 活動の主な柱

本年度は、支援センターの本業を確実に実行するために、次の項目を柱として、事業展開したいと考えています。

①教育支援の充実化

本年度も、前年度に引き続き、教育支援の充実化を図っていきます。

特に本年度は、昨年度、学校と地域社会との効果的な連携・協働を図ることを目的として、国の知財戦略本部に設置された「知財創造教育推進コンソーシアム」に、知財教育の先鞭を付けている支援センターとして対外的連携を強め、この分野での存在感を増していきたいと考えます。

(1) 小中高対策としては、学校へ直接出向く知財教育支援を継続的に行うほか、教師を介した、より効率的な知財教育を積極的に展開していきます。

本年度は、教師向けコンテンツの活用実績等の調査・検証を実施し、それを踏まえ、教師がより使いやすいコンテンツとなるように既存コンテンツの改編を行います。

また、このコンテンツを積極的に開放することにより、教師が、弁理士会の教育機関向けコンテンツを利用し、そこから知財制度について学び、そのコンテンツを使用して自ら児童生徒に知財教育をするための環境を整備し、教育機関に積極的にアピールしていきたいと考えます。

(2) 本年度も、国立高等専門学校機構との知財支援協定に基づき、51高専に対して、その要望に基づく具体的支援を、支部と共に実行していきます。また、高専からの様々なニーズに対応するため、既存の3講義の名称を、概要編・演習編・侵害（対応）編に変更するとともに、新規に高専側の希望のテーマに沿って講師がオリジナルな授業を行うオーダーメイド授業も追加していきます。

(3) 大学等支援としては、本年度も知的財産関連の各種講義（通期講座・単発セミナーを含む）を提供していきます。

本年度は、特に、上記講義希望の大学等を選定する場合の選定基準を明確化するとともに、個別大学支援の枠組みを超え、新たな大学支援のスキムを確立したいと考えます。この大学支援を通して、知財人材の育成に寄与していければと願っています。

また、デザインパテントコンテストの普及活動のために、大学等への訪問、大学等の集まる会議への出席を積極的に行っていきます。

②協定を軸とした活動

支援センターは、地方自治体（22道県・4市（5県は満了））と知財支援協定を締結し、知的財産セミナー等を開催して、当該地方自治体の知財活性化事業に協力してきました。この制度は平成13年の島根県との締結から15年を経過し、制度の硬直化が懸念されましたが、一昨年度は、徳島県、香川県、鹿児島県との協定を、昨年度は広島県、佐賀県との締結を行いました。その他、協定締結県がさらに増加していく予定です。

このような活況下であって、単に締結して終わりではなく、各締結県にとり、協定の成果が実感される活動が求められます。本年度は、支援協定締結自治体との連携を、さらに成果あるものに行いたいと考えます。

また、一般社団法人中小企業診断協会と協定を結んで後、傘下の各都道府県の協会と各支部との覚書締結が、全県に亘りほぼ結実しようとしています。

本年度は、様々な企画を介して、これらの協定を実のあるものに行いたいと考えます。

このように、上述の高専機構との協定も含めて、様々な団体との協定関係を進めていきます。

③出願援助事業による中小企業支援

出願援助事業は、平成23年度から実用新案登録出願、意匠登録出願についても援助内容に含まれました。また、平成24年には、法人に対する資力要件も緩和され、援助対象が広がる等、今日まで出願援助事業の充実化が図られてきました。本年度も出願等援助部により、質の高い発明等を世に送り出す手伝いをします。

また、熊本地震の被災地域における中小企業支援の継続化を担保します。

④知財総合支援窓口への適正な対応

平成25年度から、47都道府県に置かれた知財総合支援窓口に、弁理士が知財専門家として常駐することとなり、その推薦を日本弁理士会が行うこととなっています。この常駐弁理士制度が適正に運営されるよう支援センターとしては、本会及び各支部と連携しながら、引き続き必要な対応をしていきます。

⑤支援情報及び成果の一元化

支援センターは、日本弁理士会が行う様々な知財支援の中核という側面があります。このセンター機能の原点に立ち返り、機能の充実化を図りたいと考えています。具体的には、6支部をフォローアップするためのシンクタンク機能の充実化や、支援情報及び成果の一元化に対応したいと考えています。

この趣旨に基づき、本年度も、各支部長が出席する地域知財企画調整会議を毎月開催し、各支部からの情報の共有化を図ります。また、従前からの支部サミットも企画実行します。

3. まとめ

支援センターの支援の有り様は、支部ができるこ

とは支部が行うこととし、特に関東支部、近畿支部、東海支部以外の6支部につき、重点的に支援するとするものです。6支部は、その運営を担う会員数を充分確保することが難しく、かつ広域であるといった事情があります。支援センターは、それらの事情を充分把握した上で、各支部が行う知財支援活動に、積極的に協力していきたいと考えています。

日本弁理士会は、「知的財産推進計画」策定前から、中小企業を軸とする地域知財支援や教育支援を行ってきました。国民の負託に応えるべき社会的組

織としての責務を、当然のように果たしてきたものと考えます。支援センターに課せられた使命は、これに加えて、社会貢献事業を、日本弁理士会のプレゼンス向上という明確な意義に収斂させながら、バランス良く、かつ効果的に発展させることにあります。今後とも、会員のご理解とご協力により、支援センターの活動を日本弁理士会の基本活動として大切に育てていきたいと考えておりますので、宜しくお願ひ致します。

以上



知的財産経営センター長 就任のご挨拶

知的財産経営センター センター長 松浦喜多男

1. はじめに

平成29年4月1日に、知的財産経営センターが発足し、そのセンター長に就任することとなりました。身の引き締まる思いをしています。

この知的財産経営センターは、従前の、知財価値評価推進センター、知財経営コンサルティング委員会、知財活用推進委員会、及び弁理士知財キャラバン統合WGを統合してなるものであり、各前身の活動を受けた4つの事業本部と、これに横串を入れるための統合事業本部により構成されています。173名の運営委員を擁する大組織の誕生です。

従前の各組織を統合することにより事業の効率化を図るということで、誕生しましたが、ここでの効率化は、社会的ニーズを先取りして、より機能的に事業展開していくとの意味であり、単なる省力化を意味しているものではありません。この知財経営センターは、社会的ニーズに即しながら、弁理士のコア業務を拡張するには、その前線基地、中核組織が必要であるという意図で設立されたものといえます。

今一度、このセンターの設立の趣旨を整理させていただくとともに、本年度の活動方針を示させていただきます。就任のご挨拶とさせていただきます。

2. 知的財産経営センターの設立の背景

<従前の状況>

弁理士会の会員増を背景として、弁理士業務の拡張が、ここ数年来の会務の重要課題であり、これに伴い、知財価値の評価、知財経営コンサルティング、知財の流通などさまざまな分野において、これを担当する組織が置かれてきました。いずれも知財の経

営に直接関係する分野であって、時宜に応じたものではありませんでした。また、各組織の活動により、夫々の分野で、専門性が磨かれ、その成果が弁理士会の財産として蓄積され、会員に対して情報提供がなされてきた、さらには、弁理士が関与する知財価値評価の分野では、客観性及び妥当性の向上を図るための事業が行なわれ、外部からの付託に応じてきたことは大きな成果でした。

一方、知財経営の視点又は企業の実際から見ると、これらの分野は、いずれも相互に関係するものであって、活動を発展させるに従い、組織連係の必要性が顕在化する等、個別的・自己完結的組織活動を越えた、新たな展開が求められていました。

<外部の状況>

また、昨今、特許庁、経産省、中小企業庁などでは、産業活性化として知財経営の支援を軸とする種々の中小企業への直接支援策を行っています(新輸出大国コンソーシアム、経営サポート「知的財産支援」等)。その他にも、中小企業基盤整備機構での知財経営に資する事業など、周囲環境は知財経営の概念を軸として、多様な支援活動を行っており、これらは、いずれも、中小企業を直接的に支援するものであり、このような社会的ニーズに呼応できる日本弁理士会の組織体制の確立が、潜在的に求められたいと考えます。

<新たな展開>

一方、平成27年度において、弁理士知財キャラバン事業が発足し、個別的企業支援に向けての新たな

施策が取り組まれ、この活動を通して企業支援の有り様が整理され、会員の知財経営に関する理解も深まってきました。また、コンサル研修などの結果、個別的企業支援に積極的に参画する意欲のある弁理士も多数誕生しています。この事業の内外からの評価に鑑みると、弁理士知財キャラバン事業を継承し、継続させる組織の確立が喫緊の課題でした。

知的財産推進計画2016で、知的財産とビジネスの両方の視点に立って中小・ベンチャー企業の知財戦略構築を支援できる弁理士の育成の強化が謳われていたことも、考慮すべきことでした。

<設立>

そして、これらの諸事情を勘案し、知財経営の概念の下に、価値評価事業及び企業支援を統合的、効率的に実行し、さらには持続的に企業の知財経営を支援できる弁理士の育成を担い得る組織を確立する時期に来ていると認識し、平成28年度臨時総会において、知的財産経営センターの設置が承認されたものです。

本知的財産経営センターは、従前の各組織における活動を統合し、蓄積された知見と情報の相互活用及び一元化を図ることにより、価値評価事業の推進、中小企業支援、及びこれを担う人材の育成を有効かつ継続的に担保し、もって、弁理士の社会的使命たる産業社会における知財の活用をさらに促進せんとするものです。この設立意義を改めて確認し、今熱い思いを抱いているところです。

3. 本年度活動方針

上述の設立趣旨を受け、本年度の全体方針として、下記の項目を立てさせて頂きました。これらを粛々かつ果敢に実行していきたいと考えています。

- (1) 設立初年度を意識した活動を展開する。
 - ・内外の期待感を醸成する広報を展開する。
 - ・新たな組織としての清新性を胸に、活気ある活動を展開する。
 - ・設立初年度に相応しい新事業の創出と、旧事業の再検討を行う。
- (2) 弁理士会における存在意義を向上させる。
 - ・日本弁理士会平成29年度事業計画でのセンター関連事業を積極的に推進する。
 - ・会員向け研修の充実化を図る。
 - ・会員向けサポートの充実化を図る。
- (3) 各事業部の関係・連帯を促進し、センターの一体的意義を確認し、向上させる。
 - ・知財経営についての包括的活動を企画し、積極的に/実行する
 - ・各事業本部及び事業部の垣根を低くする取組を、センター全体で行う。
 - ・センター内の情報の共有化事業を実施する。
- (4) 既存事業の活性化を図る。
 - ・各事業本部において、既存事業を継承し、必要な再確認と点検の下に発展させる。
 - ・各事業本部の関係による新たな展開を模索する。

皆様のご協力を宜しくお願い申し上げます。

以上



国際活動センターについて

国際活動センター センター長 大西正悟

国際活動センター長として今年度で3年目ですが、昨年のご挨拶で事情を説明したように、今年度で任期満了となります。今年度の国際活動センターも総勢100名に近いメンバーを有し、外国情報部、日本情報発信部、国際政策研究部に分かれて活動し、さらに様々なプロジェクトグループを組織して活動しています。今年度は、合計17項目の諮問を受けており、これらのいくつかについて、特に皆様の興味を惹くような活動などを中心として説明します。

海外団体・組織との交流

海外の団体・組織との交流は今年も益々活発化する傾向にあり、多くの交流会などが行われ、予定されています。既に、4月25日及び27日にAIPLA派遣団と東京、大阪でセミナーおよび交流会を行い、7月17日に韓国ソウルで日韓交流会を行いました。

これからは、9月1日～4日に中国桂林での中華商標フェスティバルに参加して中華商標協会との交流会、9月11日にEPO副長官が来会して会合、10月16日～18日に米国W.D.C.でUSPTOとのユーザ会合およびAIPLA Japan Committeeとのセミナー会合、11月13日にフランス弁理士会が来会しての交流会、11月30日及び12月1日にFICPIが来会して東京、大阪でのセミナーおよび交流会、来年1月に米国西海岸でのAIPLA Mid-winter Instituteの直前にAIPLA Japan Committeeとのセミナー会合、3月初めに欧州訪問を行いドイツ、イギリス、フランスの弁理士会との交流会、など多数の計画があります。

アジアセミナー

アジア（特に、アセアン諸国）の知財実務家を対象とするアジアセミナーを2年に1回行っています。第7回アジアセミナーを今年2月にベトナム・ハノイで開催しました。第8回アジアセミナーを来年度（2019年2月～3月頃）に開催予定しており、今年はそのための下見を行う予定です。次回開催国としてはカンボジアを選択肢として考えています。今年のハノイでの第7回アジアセミナーの後、伊丹会長を初めとして7名ほどでプノンペンに行ってカンボジアの知財協会との交流会およびセミナーを行い、開催地として好印象を持っています。

Discover IP Japan Conference

海外の出願人を対象として日本の知財の紹介（PR）を行うセミナーですが、昨年度は西海外の二都市（シアトルおよびパロアルト）で初めて開催しました。渡邊会長からの指示を受け、今年度中に第2回Discover IP Japan Conferenceを行うことが決まり、7月にヒューストンおよびサンディエゴの二都市での開催を考えて下見を行いました。下見結果を受けて、1月末頃にこれら二都市でのセミナーを開催する予定です。

AIPLA Annual Meeting関連

毎年10月に開催されるAIPLA Annual Meetingに合わせてAIPLA Japan Committeeとの会合（Pre-meeting）をその直前の火曜日および水曜日に開催しています。一昨年から月曜日に米国特許商標庁（USPTO）とのJapan Users Meetingと称する会合を開催しています。

今年は、10月16日(月)にUSPTOとの会合、17日(火)および18日(水)にAIPLA Japan Committee とのPre-meetingを行う予定です。例年、月曜日の夜にJPAA主催のレセプションを行っています。今年度は日本大使館の公邸においてレセプションを行うことができることとなりました。

IPO Annual Meeting関連

今までIPO (Intellectual Property Owners Association) と弁理士会との繋がりはありませんでしたが、今回初めてIPO Annual Meeting (9月17日～19日、サンフランシスコ) に参加することになりました。しかもAsian Practice Committee Meetingで1時間のプレゼン時間を貰い、プレゼンを行えることになりました。IPOは出願人側の団体であり、今後IPOとの親密な交流を継続させたいと思っています。

欧州交流会

欧州訪問しての交流会は隔年ベースで行うようになりつつあります。一昨年度は、ミュンヘンに行き、ドイツ弁理士会、ドイツ商標協会、EPO等と訪問、交流会を行い、その後ロンドンに移動してイギリス弁理士会(CIPA)および商標協会(CITM)との交流会、セミナーを行いました。今年度も同様な交流会を行う予定で、現在、ドイツ、イギリス、フランスを対象として計画中です。今年3月にCIPAが来会したときにイギリスの知財関係の裁判所判事が一緒に来会され一緒に交流会を行ったのですが、この判事からは今度の訪問時に裁判所見学などを設定してくれるとの招待を受けており、これも是非実現したいと思っています。

支部との意見交換会

支部の国際活動については、国際活動センターの活動との整合をどのように図るか等、従来からいくつかの懸案事項がありました。そこで、国際活動に関心がある近畿支部、東海支部および九州支部に関東支部も加わって頂き、これら支部と国際活動センターとの意見交換会を実施しています。この意見交換会により支部の国際活動のあり方を検討し、検討結果を文書化して今後の指針として残したいと考えています。

秘匿特権(ACP)の会員周知

秘匿特権について会員に説明周知を行うことを弁理士会が求められていました。この周知はできる限り公平で中立的なものとする必要があり、米国弁理士の山口洋一郎先生に説明周知のための説明文を執筆して頂きました。その成果物としての冊子が近々完成し、会員全員に配布予定です。

以上いくつかの活動を説明しましたが、国際活動センターの活動項目、内容はますます多様化し、増加しております。日本弁理士会の先生方には、これらの事情を理解頂き、一層のご指導、ご鞭撻、ご協力を頂けるようお願い申し上げます。

広報センターについて

副センター長 津田 理

1. はじめに

広報センターは、平成22年4月1日に日本弁理士会の附属機関としての活動を開始しました。新聞、雑誌、ホームページ、会誌、パンフレット等を通じて、知的財産の保護、弁理士の業務、弁理士会の活動に関する様々な広報活動を行っています。

2. 組織の概要

広報センターは、その活動内容や活動目的に応じて、企画総務部・第1事業部・第2事業部・第3事業部・会誌編集部という5つの事業部を有しており、運営委員はこれらの事業部のいずれかに属しています。また、広報センターには、センター長と各事業部を担当する副センター長と部長を中心にして構成される広報企画会議が設けられています。以下、それぞれの役割についてご紹介します。

(1) 広報企画会議

広報企画会議では、広報センターの事業全体の計画や進行状況の確認等を行い、各事業部間の情報共有が図られます。そして、この広報企画会議において、広報センターとしての意思決定が行われます。そのため、広報企画会議には、センター長と副センター長と各事業部の部長のほかに、日本弁理士会から担当副会長や執行理事、必要に応じて会長室長が出席し、役員会との意思疎通も行われます。

(2) 企画総務部

企画総務部は、広報センターの運営及び活動に関する企画や立案を行います。その他、広報センター

の運営委員の手引き・活動記録の編集（改定）など、他の事業部では行わないセンターの事務的な管理も行います。

(3) 第1事業部

第1事業部は、イベントを活用した広報を行います。例えば「弁理士の日」の記念事業など、日本弁理士会の各イベントで配布されるノベルティグッズの作成を行ったり、日本弁理士会のマスコットキャラクター「はっぴょん」の着ぐるみの制作なども行っています。本年度、「はっぴょん」は、ゆるキャラグランプリ2017にもエントリーしています。



(4) 第2事業部

第2事業部は、記者会見やマスコミ対応など、マスメディアを活用した広報を行います。年に十数回の記者会見や取材、記者勉強会や記者懇談会への立会いを行います。また、記者向けのメーリングマガジンの発行なども行っています。さらに、本年度は、

食堂のトレイを利用して、大学への広報も展開しています。

(5) 第3事業部

第3事業部は、紙媒体やホームページを用いた広報を行います。紙媒体を用いた広報としては、広報誌「パテント・アトニー」や、「弁理士info」などのパンフレット、「ヒット商品はこうして生まれた」などの冊子の発行を行っています。また本年度は、弁理士を主人公にした漫画「閃きの番人」の制作も行っています。さらに、日本弁理士会のホームページの様々なコンテンツの管理や編集を行うとともに、特設サイト「弁理士という職業」や「社長の知財」の新コンテンツの企画や制作も行っています。

(6) 会誌編集部

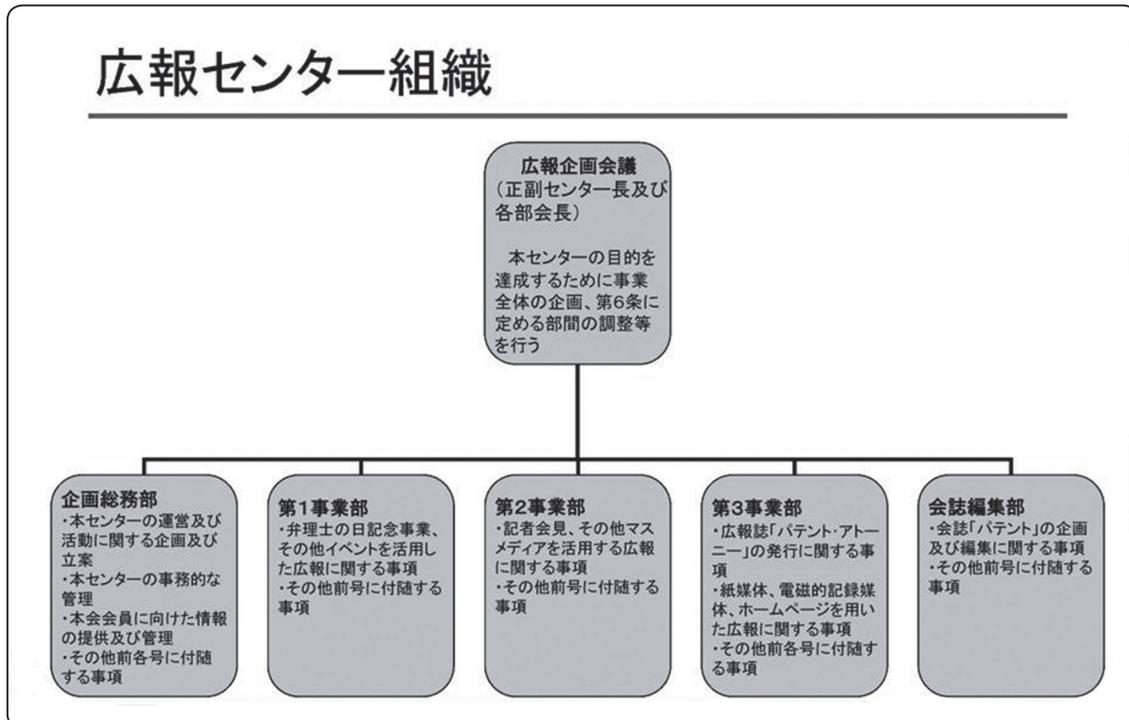
会誌編集部は、会誌「パテント」の企画や編集を行っています。会誌「パテント」は、知的財産の最新トピックスや研究成果などを広く発信していく雑誌で、日本弁理士会の会員からも数多くの論文が

寄せられます。会誌編集部では、それらの論文のテーマを決定したり、寄せられた論文の査読を行います。また、会誌編集部では、必要に応じて、会誌「パテント」への掲載基準の検討なども行っています。

3. 広報センターへの参加のお礼とお願い

以上のように、広報センターでは、日本弁理士会や弁理士に関する様々な広報活動を行っています。このような活動ができるのも、日本弁理士クラブの会員の皆様のご協力のおかげであると思っております。末筆ながら心よりお礼を申し上げます。どうもありがとうございます。

しかし残念ながら、広報センターの活動内容に比べて運営委員の人数は、まだまだ十分であるとは言いきれません。今回ご紹介した事業のなかで、もしひとつでも興味のあるものがありましたら、是非とも広報センターの運営委員の一員となって頂きまして、一緒に活動をしていくことができればと思っております。皆様のご参加をお待ちしております。





日本弁理士政治連盟（弁政連）の活動について

日本弁理士政治連盟会長 水野 勝文

1. はじめに

困難な業務環境の中、日本弁理士政治連盟の活動にご理解・ご支援をいただいている皆様に、心より感謝申し上げます。

ただ、我々を取り巻く業務環境はさらに大きく変化しつつあり、AIやIoTなどの技術の進歩も想像を超えたスピードです。戸惑いながらも、あるべき知的財産権制度・弁理士制度について我々自ら考え、行動していかなければ、弁理士の社会的存在価値は維持できないのではないのでしょうか？

2. 平成29年度の活動について

このような問題意識の下、直近の課題として、

- ・知的財産権制度について「日本国憲法」に加憲する意義
- ・「知的財産推進計画2017」の策定に向けた意見などを提言しています。

また、自由民主党知財戦略調査会における

- ・提言 イノベーション促進のための知財司法改革 — 「特許資産デフレ」からの脱却を目指して — などを紹介しています。

是非ご一読頂き、ご意見等をお寄せ下さい。

基本的に、我が国における技術・社会のイノベーションのスピードが重要と考えています。知的財産権制度はこれを適切に運用することにより、技術および社会のイノベーション・実装を推進し、我が国の競争力を高めて、国富を増大させることが使命であると考えます。

弁政連の力不足もあって残念ながら、これらの考えや情報を会員の皆様に十分に伝えられていないの

ですが、知的財産権制度と弁理士は極めて重要な岐路に立っているように思われます。

3. 弁理士の政治活動

そもそも弁理士資格は、法律の裏付けがあってはじめて存在できるのであり、弁理士の業務は弁理士法によって規制されています。数次の弁理士法改正によって、独占業務の一部開放や弁理士試験制度が変更されてきたことは皆さんご存知の通りです。

よって、弁理士業務参入にメリットを感じる他団体が国会議員に働きかけて、我々弁理士が想像もしていなかった方向に法改正が進む可能性も否定できないのです。実際に、そのような動きが過去何度も起きています。

法科大学院の修了者への弁理士資格の付与や商標登録出願の代理業務の他土業への解放など、我々弁理士からすればとても信じられない提案も存在しました。現に平成12年の弁理士法改正では、特許料等の納付や特許原簿等への登録申請といった手続が、弁理士の独占業務から開放され、様々な事業者が参入しています。

このような状況下では、個々の会員がそれぞれの考えを持っていることは勿論ですが、弁理士全体として、国レベルの視点も含めて、知的財産（制度）や弁理士（制度）を切り口に政策提言し、社会に貢献していくことが重要と考えています。

弁理士にも政治活動、社会貢献が必要な時代であり、座視すれば大袈裟ではなく、弁理士制度の弱体化・崩壊につながりかねません。

4. 弁政連の存在意義

日本弁理士会は公益特別法人であり、その事業、目的は、弁理士法によって規制されていますので、その活動には自ずと限界があります。自由に政治活動が可能なのわけではありません。そこで、昭和49年、弁理士会の幹旋決議により、日本弁理士政治連盟(弁政連)が設立されました。このような事情は他の士業団体においても同様で、主な士業団体では、日本弁理士政治連盟と同様の政治連盟を設立して政治活動をしています。

弁政連の会員は全員弁理士であり、日本弁理士会と密接に協力しながら活動しています。当然、政策提言等においても、弁理士の専門的知見、中小企業の状況や現場の情報を踏まえた意見など、日本弁理士会の意向が反映されることになるのです。

「政治連盟」というと、特定の政治思想や主義・主張、信条を持った人達の集まりというイメージを持たれるかもしれません。しかし、日本弁理士政治連盟はそのような団体とは異なります。広く国会議員をはじめ政策関係者に、弁理士としての考え方を説明し、理解を深めてもらうよう継続的に活動している団体です。

5. 弁政連の基本的活動

日本弁理士政治連盟は、上記の通り、日本弁理士会とは別個の独立した団体として設立されていますので、その会費も日本弁理士会の会費とは別になっています。皆様にも毎年一回、会費の納入のお願いが行っていると思います。

皆様から頂いた会費を活動費として、まずは、弁理士や弁理士制度に理解がある国会議員を増やす活動です。日頃からの付き合いが大事で、得られる情報量が違ってきます。検討されている国の政策との関連での弁理士の存在意義や考え方を説明し、少しでも理解を深めてもらう活動です。

また、具体的な重要法案や政策があれば、担当大臣、副大臣、政務官や担当行政官にも日本弁理士会の考え方や立場を説明し、理解を深めてもらうよう努力をしています。

まずは、広く知的財産(制度)や弁理士(制度)を理解してもらい、弁理士の意見を理解してもらえ、国会議員を増やすことを目指していますので、自由民主党、公明党、民進党、日本維新の会といった特定の政党に偏ることなく、活動しています。

ただ、これらの活動の広さ、深さは、マンパワーとともに活動費の多寡に縛られているのも現実です。

6. 最後に

我々弁理士の政治力は、票、資金、いずれを見ても明らかなように、決して強いとは言えません。しかし、弁理士は社会に貢献できる存在であると信じています。だからこそ、地道な継続した活動によって社会の信頼を得ていく努力が必要だと思えます。

是非、弁政連のホームページをご覧くださいまして、その活動にご理解を下さる会員におかれましては、まずは会費の納入によってご支援を頂ければ幸甚です。

皆様のご理解とご支援をお願いします。